

## 周南市立小学校小規模特認校制度実施要綱

(趣旨)

**第1条** この要綱は、周南市が設置する小規模な学校における教育活動のより一層の活性化を図ることを目的に周南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する小規模特認校の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模特認校 周南市が設置する欠学年又は複式学級を有する小学校のうち、児童の豊かな人間性の育成を図るとともに、少人数を生かした特色ある教育活動を展開しているとして、教育委員会が認定する小学校をいう。

(2) 通学区域 周南市立小・中学校の通学区に関する規則（平成15年周南市教育委員会規則第16号）に規定する通学区域をいう。

(3) 特認入学 児童又は小学校への就学予定者（以下「児童等」という。）が、通学区域外から小規模特認校に入学（転入学を含む。以下同じ。）することをいう。

(小規模特認校の認定・認定取消)

**第3条** 認定の期間は、4月1日から翌年3月31日までとする。

2 小規模特認校の認定又は認定取消を希望する小学校の校長は、毎年度、学校運営協議会において協議し、小規模特認校認定・取消申請書（別記様式第1号）を前年11月末日までに教育委員会に提出しなければならない。

3 小規模特認校の校長は、翌年度において欠学年及び複式学級を有しないことが見込まれたときは、小規模特認校認定・取消申請書（別記様式第1号）により認定取消を申請しなければならない。

(認定等の審査及び通知)

**第4条** 教育委員会は、前条の申請書が提出されたときは、小規模特認校認定等の可否について審査し、その結果を小規模特認校認定・取消通知書（別記様式第2号）又は小規模特認校不認定通知書（別記様式第3号）により申請した校長に通知するものとする。

(特認入学期日)

**第5条** 特認入学の期日は、4月1日とする。ただし、教育委員会が認めたときは、この

限りでない。

(特認入学の要件)

**第6条** 小規模特認校への特認入学の要件は、次の各号に掲げる全ての事項を満たす場合とする。

- (1) 特認入学を希望する児童等及びその保護者が本市の住民基本台帳に記載があること又は第5条に規定する特認入学の期日までに本市の住民基本台帳に記載される見込みがあること。
- (2) 特認入学を希望する小規模特認校の教育活動に賛同し、協力すること。
- (3) 保護者の責任及び負担において、児童を通学させること。
- (4) 特認入学を希望する小規模特認校と相談の上、未就学児は学校見学を、児童は1月の体験入学をそれぞれ行うこと。

(特認入学の申請)

**第7条** 特認入学を希望する児童等の保護者は、特認入学申請書(別記様式第4号)を教育委員会に提出しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の申請書が提出されたときは、その写しを当該小規模特認校の校長に交付する。
- 3 特認入学の申請があった小規模特認校の校長は、当該申請に係る児童等及びその保護者と面接の上、受入れに係る意見書(別記様式第5号)を作成し、教育委員会に提出しなければならない。

(特認入学の審査及び通知)

**第8条** 教育委員会は、前条の申請書及び意見書が提出されたときは、特認入学の可否について審査し、その結果を特認入学許可通知書(別記様式第6号)又は特認入学不許可通知書(別記様式第7号)により申請者に通知するものとする。

- 2 前項の特認入学許可通知書を交付された児童等の保護者は、次の各号に掲げる手続を行わなければならない。
  - (1) 児童が就学している小学校から転校に必要な書類を受け取り、特認入学先の小学校に受け取った書類を提出すること。
  - (2) 特認入学日の決定後、指定校変更の手続を行うこと。就学予定者においては、入学通知書が届いた後に手続を行うこと。

(特認入学許可の取消し)

**第9条** 前条の許可を受けた者が、次の各号のいずれかに該当したときは、当該許可を取り消すものとする。

- (1) 第6条に規定する要件を満たさなくなったことが判明したとき。
- (2) 申請又は面接の内容が事実と相違していると認められたとき。
- (3) 特認入学取消願(別紙様式第8号)の提出があったとき。
- (4) 小規模特認校が休校又は廃校となったとき。

2 教育委員会は、前項の規定により許可を取り消すときは、特認入学許可取消通知書(別記様式第9号)により通知するものとする。

3 特認入学の許可を取り消された児童は、通学区域の学校に就学しなければならない。

(小規模特認校でなくなったときの児童の在籍)

**第10条** 特認入学の許可を受けた児童は、小規模特認校の認定が取り消された後も、卒業まで当該小学校に在籍することができる。

(中学校への入学)

**第11条** 特認入学した児童が、小規模特認校を卒業後に市が設置する中学校への就学を希望するときは、当該児童の通学区域の指定校又は小規模特認校校区の指定校のいずれかを選択できるものとする。

2 前項の規定により小規模特認校校区の指定校を選択するときは、指定校変更の手続を行わなければならない。

(その他)

**第12条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が別に定める。

#### 附 則

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際現に教育委員会の認定を受けている小規模特認校は、この要綱に基づき令和5年度における小規模特認校の認定を受けたものとみなす。

3 この要綱の施行日前に、既に特認入学の許可を受けて通学している児童は、この要綱に基づき特認入学の許可を受けているものとみなす。